

地域組織における幹事選出に関する手引き

23. 5.23 総務委員会制定

23. 6.22 総務委員会変更

(目的)

第1条 この手引きは、地域組織（地域本部並びに関東甲信地域及び地域本部管轄下の支部）幹事選出選挙に関わる詳細を定める。

第1章 新たに設置された地域組織の幹事選出選挙

(選挙の実施)

第2条 地域組織が新たに設置された場合は、役員候補者選出選挙管理委員会（以下、「選管委」という。）は速やかに当該地域の幹事選出選挙を実施しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、地域組織が新たに設置された日の6ヶ月以内に、本会の役員候補者選出選挙の実施が予定されている場合は、その日程に合わせて実施することとする。

(選挙権及び被選挙権)

第3条 地域組織における幹事選出に関する規則第4条第1項中の「役員改選前年の12月末日」は、「地域組織が設置された日」とし、同条第2項中の「役員改選前々年の12月末日」は、「地域組織が設置された日の前年の同日」とする。

第2章 地域組織の幹事選出選挙に共通適用する事項

(選挙日程)

第4条 選管委は、以下の日程については、日程公表する日から2ヶ月以内に開票が終了するよう決定し、公表しなければならない。

- (1) 選挙日程の公表日
- (2) 立候補受付開始及び終了日、時刻
- (3) 選挙運動開始及び終了日、時刻
- (4) 投票締切日及び時刻
- (5) 開票日及び時刻

(立候補届)

第5条 立候補者は、別記様式1による地域組織幹事立候補届書を作成し、選管委及び当該地域組織を管轄する組織長に届出なければならない。

(選挙広報)

第6条 地域組織の幹事選出選挙における選挙広報には、別記様式2による事項を掲載するものとし、使用するフォントの種類はMS明朝、サイズは11ポイントとする。

附則（平成23年5月23日）

この手引きは、平成23年5月23日から施行する。

附則（平成 23 年 6 月 22 日）

この手引きは、平成 23 年 6 月 22 日から施行する。

(様式1)

地域組織幹事立候補届書

公益社団法人 日本技術士会

役員候補者選出選挙管理委員会 殿

総務委員長 殿 (地域本部及び関東甲信地域の県支部の幹事候補者の場合)

〇〇(地域)本部長 殿 (地域本部管轄地域の県支部の幹事候補者の場合)

私は、日本技術士会の諸規則を遵守の上、下記地域組織の幹事選出選挙に立候補いたします。

平成 年 月 日

地域組織名	
立候補者氏名	(印)
生年月日	
入会年月日	
住所	
勤務先・役職	
勤務先所在地	
主な経歴 (職歴)	(100字以内で、箇条書きすること)
日本技術士会における 主な活動歴	(100字以内、箇条書きすること)

(様式2)

地域組織幹事選出選挙広報掲載事項

立候補者氏名／生年月日／入会年月日 勤務先・役職 住所又は勤務先所在地	
主な経歴 (職歴)	(100字以内で、箇条書きすること)
本会における 主な活動歴	(100字以内、箇条書きすること)